

新潟市の中学生のための地域クラブ活動における 地域クラブ活動認定制度について

新潟市教育委員会 学校支援課
地域クラブ活動推進室長
八木 謙一

説明の内容

- 1 なぜ、認定制度か？
- 2 認定制度とは？
- 3 認定地域クラブ活動指導者登録制度とは？
- 4 認定申請の方法は？

説明の内容

- 1 **なぜ、認定制度か？**
- 2 認定制度とは？
- 3 認定地域クラブ活動指導者登録制度とは？
- 4 どのように認定申請をするのか？

これまでの新潟市の取組

令和4年12月 スポーツ庁・文化庁「地域クラブ活動ガイドライン策定」



部活動の地域移行

- ・ 令和5年度から令和7年度は、改革推進期間
- ・ 地域の子どもは、学校を含めた地域で育てる
- ・ 地域の実態に応じて、スポーツ・文化芸術活動の最適化を図る

令和5年6月 新潟市「令和8年度以降の部活動の方針通知」



令和8年度以降の中学校部活動

- ・ 休日は、実施しない。
- ・ 平日は、最長16:45まで実施可能。実施する、しないは学校が判断

令和6年11月 新潟市「地域クラブ活動推進方針」策定

急激な少子化の中にあっても、将来にわたって子どもたちが**継続的**にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保を目指し、**地域全体**で関係者が**連携**して支え、子どもたちの豊かで幅広い**活動機会**をつくれます。

団体リスト
の整備



地域や関係
団体等への
依頼

R8.9.24現在
450団体が掲載



新たな国のガイドライン

令和7年12月 スポーツ庁・文化庁「新たなガイドライン策定」

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）

改革の理念等	●急激な少子化が進む中でも、 将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実 ●障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、 全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備 ●地域クラブ活動においては、 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展 させつつ、地域全体で支えることによる 新たな価値を創出		
改革期間	令和5年度～7年度 「改革推進期間」	【中間評価】 令和8年度～10年度 「改革実行期間」（前期） 令和11年度～13年度 「改革実行期間」（後期）	
取組方針	休日 平日	改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ※現時点で着手していない地方公共団体においても、 前期の間に確実に休日の地域展開等に着手 （中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進） 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進 （まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証） ※学校部活動をベースとした地域との連携など、 地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要	
認定制度	競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、 国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み を構築 【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等 【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか） / 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携		
地域展開の円滑な推進に当たっての対応	推進体制 各種課題への対応 ニーズ反映・参画促進等	国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等 ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等) ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理 生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）	
部活動の在り方	●適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等） ●適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等） ●適切な活動時間・休養日等の設定 ●生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備		
大会等の在り方	●生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ●大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等） ●生徒の安全確保（熱中症対策等） ●大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）		
関連制度	従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む） 教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど		

2

国が示す要件に基づき、各自治体が地域クラブ活動の認定を行うよう明記



新潟市では、認定制度を令和9年度からの運用開始に向けて整備

説明のポイント

1 なぜ、認定制度か？

2 認定制度とは？

3 認定地域クラブ活動指導者登録制度とは？

4 どのように認定申請をするのか？

認定制度とは

令和7年12月 スポーツ庁・文化庁「新たなガイドライン策定」

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定
認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営・実施する地域クラブ活動については、認定したものと同みなす

※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

各自治体が定める
研修を受講し、
登録された指導者
による指導



新潟市が
研修を準備し、
指導者登録制度を
整備する

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

「認定地域クラブ」と「リスト掲載地域クラブ」との関係性

新潟市地域クラブ活動団体リスト
ポータルサイト

リスト掲載地域クラブ

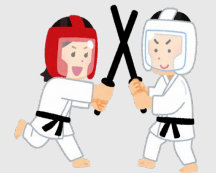
*一定の要件を満たした安心・安全な地域クラブ
メリット（→令和9年度以降）

- 1 団体リストによる情報発信→継続
- 2 中学校施設の優先利用→継続
- 3 補助金助成→段階的縮小、令和10年度末まで（見込）
- 4 公共施設使用料減額→継続なし

認定地域クラブ

*新潟市が認定した、より安心・安全な地域クラブ
メリット

- 1 団体リストによる情報発信
- 2 中学校施設の優先利用
- 3 補助金助成 * 令和8年度同等（見込）
- 4 公共施設使用料減額 * 検討中
- 5 中体連大会等への円滑な参加



「認定地域クラブ」と「リスト掲載地域クラブ」との関係性

令和8年度

リスト掲載地域クラブ

* 本市が定めた掲載要件にもとづき、リスト掲載を承認したクラブ

☆メリット

- 1 団体リストによる情報発信
- 2 中学校施設の優先利用
- 3 補助金助成
→最大40万円
指導者謝金等30万円
消耗品10万円
- 4 公共施設使用料減額

認定申請
受付開始
R8.12月～
* 申請する
しないは
各クラブが
判断

令和9・10年度

認定地域クラブ

* 本市が国の示す認定要件にもとづき、認定したクラブ

☆メリット

- 1 団体リストによる情報発信
- 2 中学校施設優先利用
- 3 補助金助成 * 令和8年度同様（見込）
- 4 公共施設使用料減額（検討中）
- 5 ~~中体連大会等への円滑な参加~~

リスト掲載地域クラブ

☆メリット

- ・ 団体リストによる情報発信
- ・ 中学校施設の優先利用
- ・ 補助金助成→段階的縮小、令和10年度末まで（見込）

認定地域クラブ活動の主要要件や確認事項

- 1 新潟市内の中学生が5名以上所属（所属予定）している。
- 2 複数の「新潟市認定地域クラブ活動指導者」が活動に携わっている。
- 3 勝利至上主義の観点から、参加者を選抜等を行ったり、集めたりしない。
- 4 本市の作成した危機管理マニュアルを遵守する。
- 5 活動中の会員に関するトラブルに対しては、団体として責任をもって対応し、可能な限り解決に努める。
- 6 生徒の在籍する中学校等と地域クラブ活動の活動方針や生徒の活動状況や活動実績等について必要な情報を共有する。

説明のポイント

- 1 なぜ、認定制度か？
- 2 認定制度とは？
- 3 **認定地域クラブ活動指導者登録制度とは？**
- 4 どのように認定申請をするのか？

「認定地域クラブ活動指導者」登録制度とは

1 目的

地域クラブ活動において、指導者による不適切行為の防止等を徹底し、中学生が安全・安心に地域クラブ活動に取り組める環境を作るため。

2 登録要件

① 本市が定める研修の受講（令和8年11月開始予定）

- ・ オンデマンド研修（無料）
- ・ 研修メニュー5項目（研修受講履歴確認）

国の基準に合わせてこれまでの
研修をリニューアル

② 安全な指導を宣誓

- ・ 暴力・暴言、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は行わない、させない

③ 安全な身分の確認

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられていない、反社会的勢力でない等



新潟市が定める研修の内容

研修項目

① 総論・制度（約20分）

→地域クラブ活動に関する基本的な考え方や仕組みを理解している。

② 基本姿勢・服務規律（約25分）

→指導者として参加生徒の人権を尊重しながら、公正な指導ができる。

③ 生徒への指導（約55分）

→生徒の発達段階等に配慮し、適切な指導を行うことができる。

④ 安全管理・事故対応等（約30分）

→事故等が発生した場合の現場対応を適切に行うことができる。

⑤ 保護者や学校との連携（約20分）

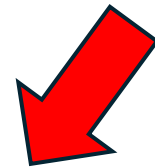
→保護者や学校等と連携を適切に行うことができる。

説明の内容

- 1 なぜ、認定制度か？
- 2 認定制度とは？
- 3 認定地域クラブ活動指導者登録制度とは？
- 4 **どのように認定申請をするのか？**

認定申請の流れ

地域クラブ活動認定申請



10月初め
地域クラブへ説明



申請する場合

- 令和8年11月～ 指導者登録（研修受講）
- 令和8年12月～ **認定**地域クラブ活動認定申請
＊令和9年4月から認定地域クラブとして活動する場合は、令和9年1月末日までに提出が必要です。
- 令和9年3月 認定可否決定通知
- 令和9年4月～ 認定地域クラブとして活動開始

申請しない場合

- ・これまでどおり、リスト掲載地域クラブとして活動する。
- ＊リニューアルされた研修動画を視聴してください。11月以降ホームページにアップ予定。

認定申請（詳細）

- 1 新潟市認定地域クラブ活動認定要件の確認
* 別紙新潟市認定地域クラブ活動認定要件確認書参照

- 2 新潟市認定地域クラブ活動指導者登録
○登録サイトで、登録作業を行う。
①オンデマンド研修受講（履歴確認）
②安全な指導の宣誓と安全な身分の申告

- 3 指導者登録証の発行
○登録サイトで、各自が登録証の発行手続きを行う。

指導者の登録サイト

- * 11月～開設
- * 10月下旬、利用説明会実施
- * 登録費用無料
- * 研修受講、宣誓等確認後、登録証発行

*** クラブ内に「新潟市認定地域クラブ活動指導者」が2名以上揃ったら**

- 4 認定申請書等提出
① 新潟市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書
② 新潟市認定地域クラブ活動認定要件確認書
③ 名簿（代表者、指導者、参加者の確認）

申請書提出先

地域クラブ活動推進室
ngt-chiikiiko@city.niigata.lg.jp

*** 認定審査**

- 5 認定通知書（不認定通知書）の受領

認定申請書類（新潟市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書）

認定制度説明用

様式第1号（第3条第1項関係）

新潟市長 様

申請書記載例

令和8年12月1日

団体番号 999

団体名 古町ルフルクラブ

代表者氏名 古町 一郎

新潟市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書 ☒新規 ☐更新

新潟市認定地域クラブ活動に申請するに当たり、次の事項を誓約の上、「新潟市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第3条第1項の規定により申請します。

(誓約事項)

1 新潟市認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書に記載した内容に沿って活動を行います。

2 新潟市が定める研修を受講し、市に登録された以下の複数の新潟市認定地域クラブ活動指導者が活動に携わります。

登録番号	指導者氏名	登録番号	指導者氏名
100	古町 一郎		
200	古町 一美		
300	新潟 二郎		

3 市長からの指導助言・依頼があった場合は、真摯に対応します。

4 年度末に「新潟市認定地域クラブ活動報告書」（様式第9号）を提出します。

問い合わせ先

担当者氏名	新潟二郎
連絡先（携帯）	090-0000-00××
メールアドレス	niigata@×××.com

- ・ 団体番号は、本市が指定する番号（後日お伝えします）を記入してください。
- ・ 団体名は、省略せず、正式名で記入してください

- ・ チェックを入れてください。
* 「チェック」と入力すると、☒の記号が出てきます。

- ・ 本市に登録された「認定地域クラブ活動指導者」を2名以上記入してください。
- ・ 登録番号は、指導者登録完了後に登録サイトで発行される「登録証」で確認することができます。

- ・ 認定申請に関わる問い合わせを必要に応じてさせていただきます。担当者は、必ずしも代表者でなくても結構です。

認定申請書類（新潟市認定地域クラブ活動認定要件確認書）

認定制度説明用

様式第2号（第2条第2号関係）

確認書記載例

新潟市認定地域クラブ活動認定要件確認書

＊下記全ての要件（確認事項）に当てはまっているかを確認し、当てはまる場合は、次項の最終チェック欄に印☑をつけてください。

- 1 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- 新潟市内に居住する生徒を対象とし、市内を活動の拠点とします。
＊各クラブが円滑な運営のために対象校等を設定することや市外の生徒を受け入れることも可能
＊中学校等の生徒を対象とするが小学生や高校生、大人等と多世代の取組も可能

○ 新潟市内にある公立中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部、附属新潟中学校、附属特別支援学校中学部、私立中学校に在籍する**生徒が5名以上所属**（所属予定）しています。

○ 生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、心身の育成を目指します。

○ 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重しません。

○ **勝利至上主義の観点から選抜等を行ったり、集めたりせず**、希望する生徒を広く受け入れます。
- 2 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、活動時間を設定します。
・週2日以上休養日を設定し、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
・活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とする。
・週の活動時間は11時間程度の範囲内とする。
＊休日の大会参加等により、週当たりの活動時間が11時間程度を超える場合は、別途休養日を設ける等、活動時間の調整を行うこと

○ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表します。
- 3 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- 地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を設定します。
- 4 適切な指導の実施体制が確保されていること
- 指導や指導補助、見守り等を行う人材は以下のことを遵守します。
・暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解している。
・自らこうした行為を行わない。
・参加生徒同士のこうした行為も許さない。

○ 複数の「新潟市認定地域クラブ活動指導者」が活動に携わります。

認定制度説明用

- 5 適切な安全確保の体制が確保されていること
- 以下の事故防止を徹底します。
・生徒の発達段階や健康の状態と、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮する。
・適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定する。
・活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行う。

○ 活動中に事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確にします。

○ 緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行います。

○ 参加者及び指導人材が、怪我等を補償する保険や、個人賠償責任保険に加入します。

○ 新潟市が作成した地域クラブ活動における**危機管理マニュアル**を遵守します。
- 6 適切な運営体制が確保されていること
- 次の内容を含む規約等を作成・公表しています。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営をしています。
・団体の目的
・役員（代表、副代表、会計、監事）の選任・解任に関すること
・総会の運営など団体の意思決定に関すること
・会員の入退会、参加費等に関すること
・活動中のトラブルの対応や責任に関すること
※ 活動中の会員に関するトラブルに対し、**団体として責任を持って対応し、可能な限り解決に努める。**

○ 予算・決算の審議・承認に関すること

○ 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示を適切に行っています。

○ 営利を主たる目的とせず運営しています。

○ 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力します。
- 7 学校等との連携が適切に行われていること
- 地域クラブ活動の活動方針や内容の概要を掲載してあるチラシ等を生徒の所属する学校に掲示するなどして共有しています。

○ 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する**中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理します。**
※ 地域クラブ活動への入会時に、**生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと**

○ 学校や本市と連携して、必要な協力や連絡調整を行います。
・生徒保護者への情報提供
・学校施設の活用に関すること
・希望する教職員による兼職兼業の手続き等に関すること

最終チェック

☑上記、すべての要件を確認しました。

令和8年12月1日

全ての要件（確認事項）を確認し、チェックしてください。
特に青色部を確認してください。

999
古町ルフルクラブ
名 古町 一郎

説明の内容

- 1 なぜ、認定制度か？
- 2 認定制度とは？
- 3 認定地域クラブ活動指導者登録制度とは？
- 4 認定申請の方法は？

問い合わせ

新潟市教育委員会 学校支援課

地域クラブ活動推進室

アドレス：ngt-chiikiiko@city.niigata.lg.jp

電話：025-226-3221